

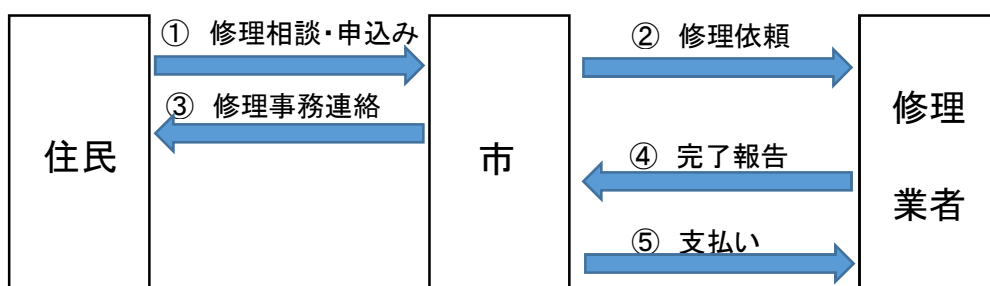
【令和5年7月大雨災害関係】

住宅の応急修理制度について(災害救助法)

概要

「応急修理制度」は、大雨により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申し込みに基づき、市が工業者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や床、外壁、基礎、トイレ、浴槽など日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。



イメージ図 大まかな修理(手続き)の流れ

★大雨被害から修理完了までのポイント

- ・ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。(工事前、工事中、工事後)
- ・ 設備の交換は同等品に限ります。
- ・ 設備の型番・形式が分かるように撮影してください。

対象地域・対象者

対象地域: 富山市、高岡市、南砺市、小矢部市

対象世帯: 上記市で、罹災証明書において、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯

※「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は対象になります。

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額 (1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊: 706,000 円以内

準半壊: 343,000 円以内

完了期限

令和6年7月11日

※制度の活用・相談は各市の窓口へお問い合わせください。
連絡先は県ホームページをご確認ください。

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
 - ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。

